

市が保健所を運営する効果について

1 府と市の保健サービスのワンストップ化



2 迅速かつ効果的な健康危機管理対策



3 新たな事務権限と市の強みを生かした施策展開



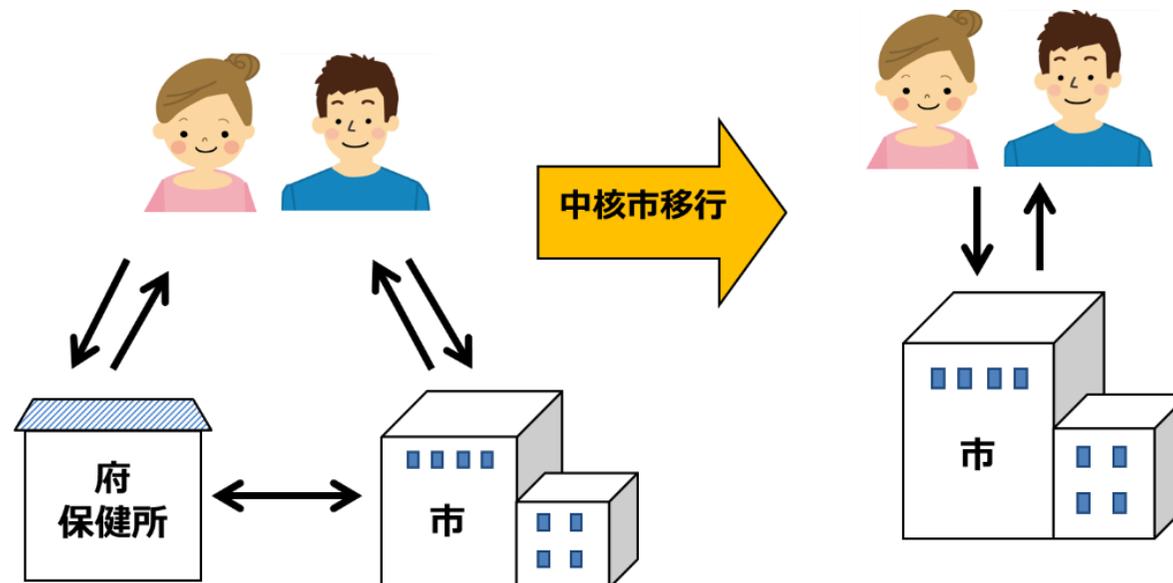
1 府と市の保健サービスのワンストップ化

＜参考＞基本計画（案）P 1 1（ア 総合的な保健サービスの提供）

府と市が別々に行ってきた地域保健の各事業、各種情報の提供などを市が一括して行うことにより、市民に分かりやすく、総合的で質の高いサービスが提供できます。

(1) 母子保健サービスの充実

- ・これまで府が担ってきた小児慢性特定疾病児や医療的ケアが必要な児への支援も市に一元化されることで、障がいの有無や程度に関わらず、きょうだいも含めた全ての親子に切れ目のない支援を行います。
- ・現在、市が行っている専門医などによる不妊治療相談に加え、特定不妊治療費助成についての相談、助成の窓口が市に一元化されるため、治療費も含めた相談がしやすくなります。



(2) 精神保健施策の推進

- ・ 現在、精神障がい者やその家族からの福祉サービスに関する相談は市が対応していますが、保健所の精神保健に関する相談と一元化することで、早期治療の促進や社会復帰に向けた支援等、保健医療と福祉が連携した切れ目のない支援を行います。
- ・ 既に取り組を進めているアルコール依存症対策に加え、保健所が実施する「こころの健康相談」については、ギャンブル、薬物等の依存症対策や大人の発達障がいへの対応など、市域の健康課題に応じた独自の事業展開が可能となります。



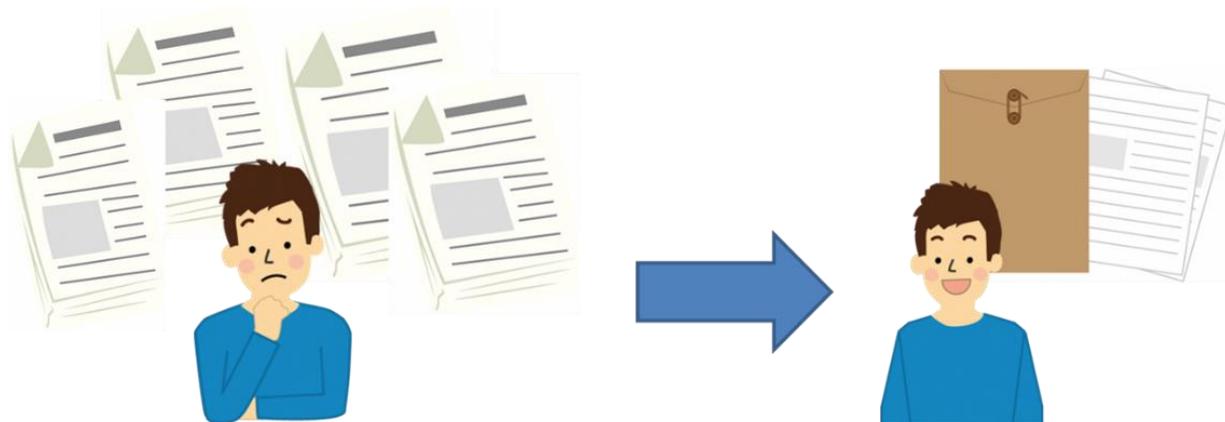
(3) 申請等における市民の利便性の向上

保健所が窓口となる各種医療費助成等の申請手続については、住基システム等との連携を図ることにより、住民票や課税証明書等の添付書類が不要となり、市民の申請手続に伴う負担を軽減します。

また、申請の時期や期間等についての市民に分かりやすい情報提供やきめ細かな対応により、市民サービスの向上を図ります。

【保健所が窓口となる医療費助成等】

- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成
- ・ 特定不妊治療医療費助成



申請手続の負担が軽減されます

2 迅速かつ効果的な健康危機管理対策

＜参考＞基本計画（案）P14（Ⅰ 健康危機管理への迅速な対応）

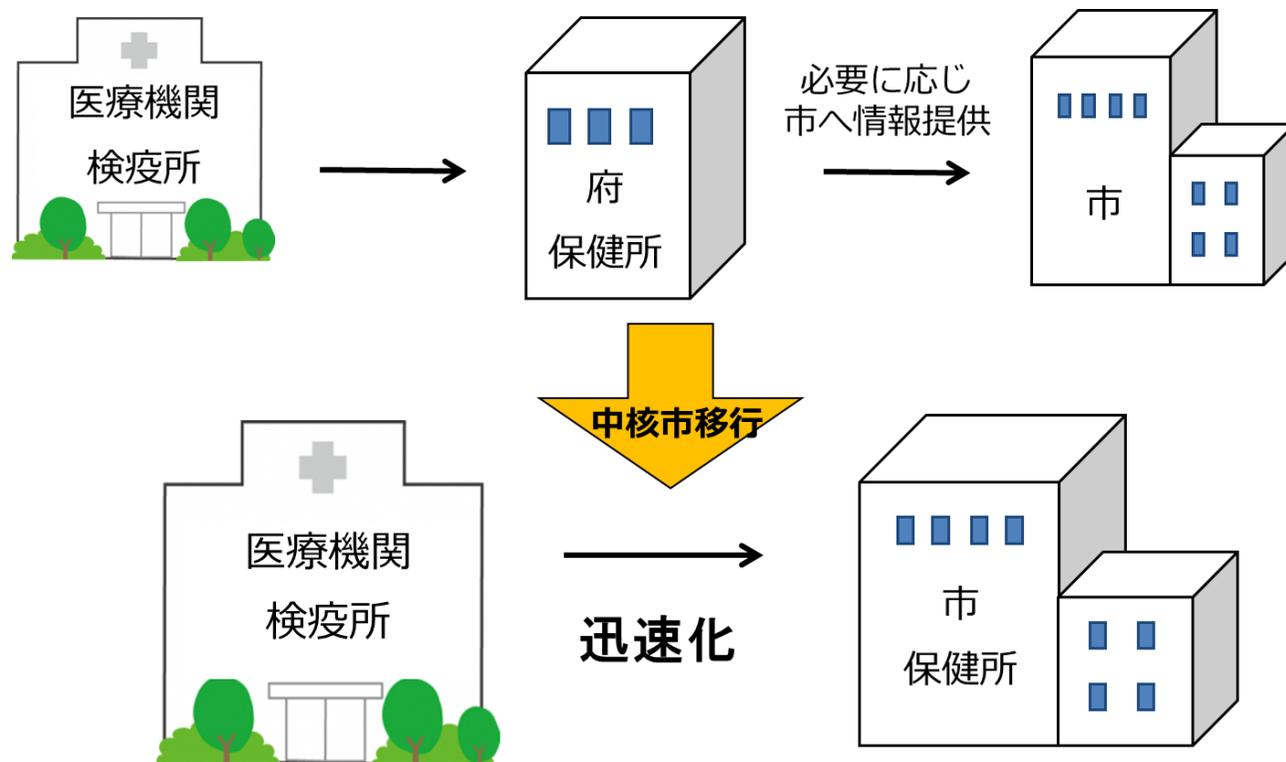
医薬品、食中毒や感染症、飲料水、自然災害など何らかの原因によってもたらされる健康危機管理事象に関して、国から直接情報入手できるようになることから、より迅速に対応することができます。



(1) 初動対応の迅速化

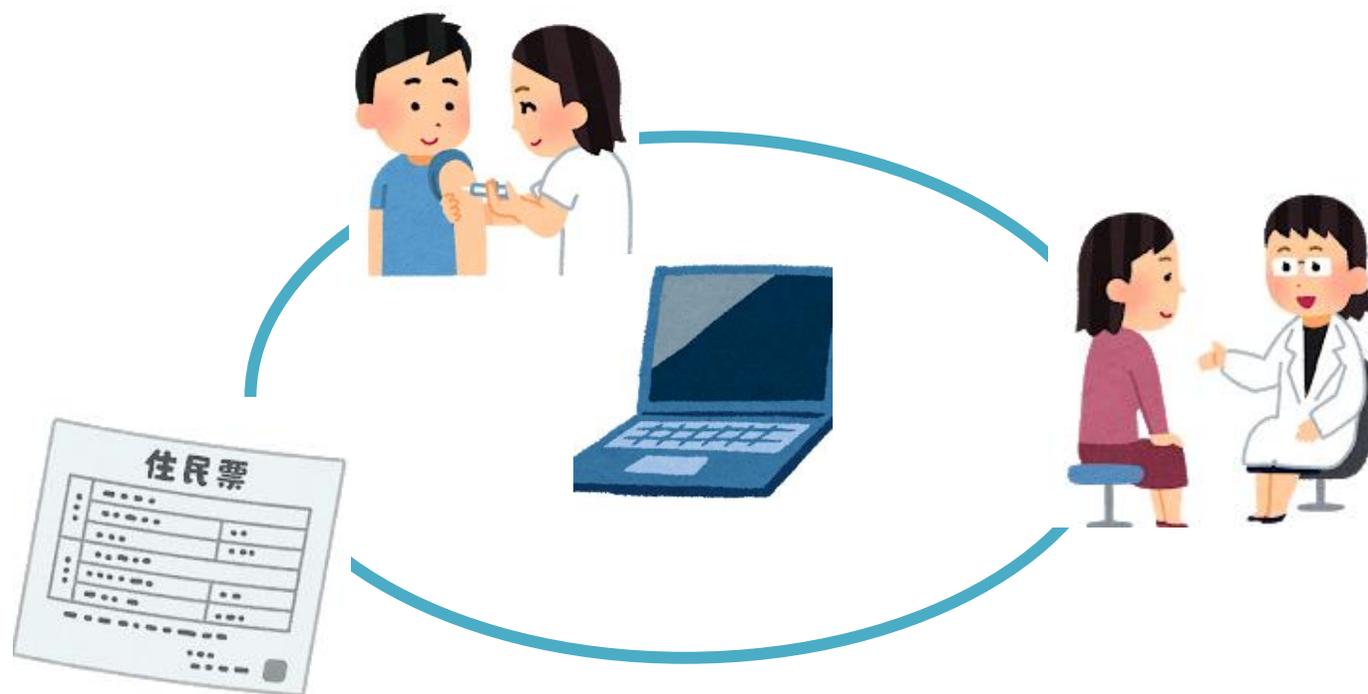
感染症が発生した場合、医療機関や空港などの検疫所から感染症に罹患した患者やその疑いがあり健康監視の必要な住民の情報が、府を経由せず、市保健所に直接届くようになり、直ちに対策の検討に着手できます。

感染症対応に必要なとされる情報については、市民に対して適切に発信するとともに、医師会や危機管理部局、教育委員会等の関係機関にも伝達し、市としての迅速な初動対応につなげます。



(2) 住民情報の活用による効果的な感染予防対策

保健センターの健康情報管理システムとの連携により、対象者の予防接種履歴や結核検診の履歴等を正確かつ迅速に把握することが可能となります。また、住基システム等と連携することにより、感染リスクの高い家族についての情報も総合的に把握することが可能となり、感染拡大防止に向けた効果的な対策や今後の支援方針に役立てることが出来ます。



(3) 災害時の保健医療対策

市が保健所を持つことにより、災害時には、危機管理部局と連携しながら、災害拠点病院をはじめとする医療機関や医師会等の関係団体との調整を図り、必要な医療体制を整備するとともに、避難所での感染症対策やこころのケアなどの保健活動を主体的に実施します。



3 新たな事務権限と市の強みを生かした施策展開

<参考> 基本計画（案） P 1 2 （イ きめ細かな地域保健、健康づくり施策の推進）

現在、大阪府では府保健所における事業の企画立案を本庁各室課が一括して行っていますが、中核市移行後は、市保健所で企画立案を行うことになり、地域の実情に応じた独自の施策展開が可能となります。

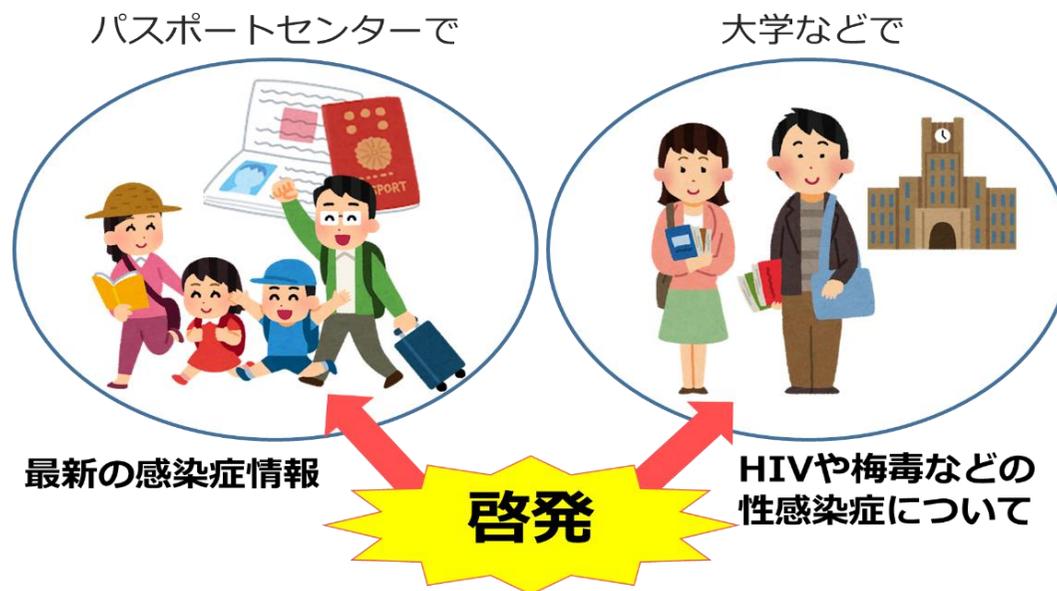
(1) たばこ対策の強化

これまで市が行ってきた禁煙指導や禁煙外来の医療費助成など主に個人に働きかける支援に加え、保健所の権限である飲食店の営業許可時に啓発を行うなど、社会環境に働きかける新たな対策に取り組みます。



(2) 地域の実情に応じた啓発や予防対策

- ・本市に新たに設置予定のパスポートセンターに感染症に関する最新情報を掲載し、海外渡航者へ注意喚起をすることや、若い世代に増加が見られる性感染症について、本市の大学連携やSNS等を活用した啓発を行うなど、検診の受診率向上を目指した取組を実施します。
- ・結核対策では、結核のり患率の高い地域や年齢層（ハイリスク群）に向けての健診や啓発を強化するなど、市独自の判断により地域の実情に応じた施策を展開することができます。



(3) 超高齢社会に向けた医療提供体制の整備

医療に関する知識及び医療機関に対する指導監督権限を持ち、医療機関と同じ目線で議論を行うことで、市が主体となって病院間の機能分化・連携促進を図り、在宅医療の更なる推進に向けた取組を行います。



(4) きめ細かな監視指導行政の推進

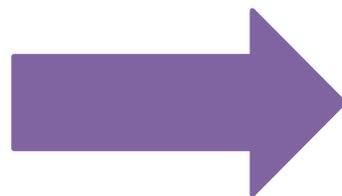
- ・これまで府保健所が行ってきた病院や薬局などの医療関係施設、クリーニング店や理美容施設等の生活衛生施設への監視指導行政について、市自らが計画を立てて、主体的に取り組みます。

保健所が監視・指導等を行う施設	
医療関係	病院、薬局、あん摩・はり・灸の診療所など 
衛生関係	飲食店、クリーニング店、美容院・理容室など 

- ・地域の自治会や子供会、大学等が企画する模擬店や、万博記念公園等で事業者が行う食のイベントに対し、地域との関わりや関係機関との連携を生かしながら、出前講座など様々な機会を捉え、食の安全に関する啓発や監視指導を行います。

**安全の
啓発**

**監視
指導**



地域のお祭りや食のイベントなど



(5) 多様な専門職による保健サービスの質の向上

多様な専門職が企画立案の段階から連携し合うことで、既存の保健サービスにおいても専門性が高まり、更なる質の向上を図ることができます。また、感染症や難病、精神保健などの新たな専門分野に携わることで、市職員の視野が広がり、その他の施策に生かすことができます。

保健所に必要な専門職



職種	主な業務内容
公衆衛生医師	保健所業務の統括
薬剤師	【薬事監視員】 医薬品販売業の立入検査、違反医薬品の廃棄
	【毒物劇物監視員】 毒物劇物販売業者等の立入検査
	【環境衛生監視員】 クリーニング店・理美容施設等の立入検査
獣医師	【食品衛生監視員】 飲食店等の営業許可・監視・指導
	【狂犬病予防員】 犬の抑留、捕獲、処分や隔離
精神保健福祉士	【精神保健福祉相談員】 精神障がい者や家族等の訪問指導
管理栄養士	【栄養指導員】 特定給食施設の栄養管理に係る指導
放射線技師	レントゲン撮影、医療機関の立入検査（放射線に係る項目）
保健師	保健所の対人サービス業務全般（母子保健・難病・感染症・精神保健）、企画調整